

固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申告者	ふりがな			生年月日	
	氏名			年 月 日	
	住所				
	電話番号		代表者との関係		

固定資産の台帳上の所有者が死亡しましたが、当該固定資産については、現在、次の者が所有していますので申告します。なお、裏面の記載要領の内容についても理解しました。

台帳上の所有者	ふりがな		生年月日	死亡年月日
	氏名		年 月 日	年 月 日
	死亡時住所			
	本籍地	(戸籍の筆頭者)		

現在の所有者	代表者	ふりがな		生年月日	年 月 日
		氏名		個人番号	
		住所		続柄	配偶者・子・()
	ふりがな		生年月日	年 月 日	
		氏名		個人番号	
		住所		続柄	配偶者・子・()
	ふりがな		生年月日	年 月 日	
		氏名		個人番号	
		住所		続柄	配偶者・子・()
	ふりがな		生年月日	年 月 日	
		氏名		個人番号	
		住所		続柄	配偶者・子・()
	ふりがな		生年月日	年 月 日	
		氏名		個人番号	
		住所		続柄	配偶者・子・()

代表者変更の場合には、変更前の代表者をこちらにご記入ください				
変更前代表者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		就任年度	年度
	住所		続柄	配偶者・子・()
	変更の理由			

【市処理欄】
処理年月日

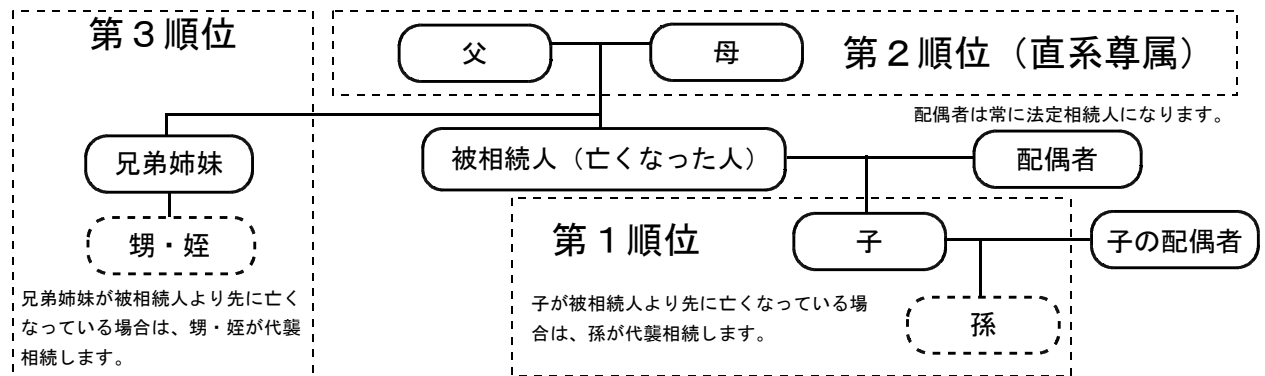
課長		係長	係

記載要領

1 現所有者について

土地又は家屋に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」といいます。）は、その年度の初日が属する年の1月1日（賦課期日）現在において、不動産登記簿に所有者として登記されている方、及び未登記家屋を所有している方に課税されますが、所有者が死亡し、賦課期日までに相続登記等が完了していない場合は、賦課期日現在その資産を現に所有している法定相続人など（現所有者）に課税されます。

法定相続人の範囲（前の順位の相続人が1人もいない場合は、次の順位の相続人が法定相続人になります。）



2 現所有者の申告について

- (1) 不動産登記簿の所有者が死亡した年の年末までに相続登記を完了している場合（未登記家屋については課税台帳の登録名義変更手続を完了している場合）は、登記又は登録された方が納税義務者となります。このため、現所有者の申告をする必要はありません。
- (2) 相続人が複数の場合、被相続人の所有していた土地又は家屋は相続人の共有となり、当該土地又は家屋に係る固定資産税等は相続人全員が連帯して納税義務を負いますが、固定資産税等の納税通知書はこの申告書において代表者とされた方にのみ送付します。ただし、納税に支障のある方を代表者とした場合は、旭川市で代表者を変更する場合があります。
- (3) 現所有者の申告がない場合、本市において現所有者（共有となっている場合はその代表者）を指定します。
- (4) 土地又は家屋により現所有者が異なる場合（遺産分割協議等による場合に限りです。）は別にお申し出ください。

3 申告書の記入について

- (1) 「現在の所有者」欄には、相続人全員（相続放棄をした相続人を除く。）の氏名、住所、台帳上の所有者との続柄（夫、妻、長男又は長女等）を記入してください。
- (2) 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を継続紙としてください。
- (3) 法人を現所有者として申告するときは、「氏名」を「名称」、「住所」を「所在地」、「死亡」を「消滅」、「個人番号」を「法人番号」にそれぞれ読み替えてください。

4 その他

- (1) この申告は不動産登記に係る手続きとは異なります。相続等に伴い市内の土地又は家屋の登記上の所有者を変更（相続登記等）する場合は旭川地方法務局で手続きしてください。
- (2) 未登記家屋の固定資産税等の納税義務者を変更したい場合は、未登記家屋納税義務者変更申告書を旭川市に提出してください。
- (3) この申告書のほか、遺産分割協議書、登記簿謄本、戸籍謄本その他関係書類の提出をお願いする場合があります。

提出先 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市税務部資産税課 行

電話（0166）25-5891